

英語教育における仮定法教育の問題点

野村忠央

はじめに

コーパスの使い方も梅咲先生の入門講座に出たくらいで疎いのですが、今回は「言語理論と英語教育、そしてコーパスの融合を目指して」の「言語理論と英語教育」という点でお手伝いできればと考え、お引き受けした次第です。理論言語学者は理論言語学それ自体が存在すると考えているでしょうし、私自身もそのように考えております。しかし同時に、理論言語学の成果を、社会に何らかの形で還元することも言語学者は考えなければならないとも思っております。それはなかなか容易ではないことではと思いますが、自分としては、私の専門分野で研究していることを、何か英語教育の場に還元する機会を探さねばと長年、思っておりました。そこで、私は数年来、仮定法を専門に研究して参りましたので、今日は高校での教壇の経験を踏まえて、仮定法を教える際の問題点を少しお話できればと思っております。なお、今日の私の発表は、著書 *ModalP and Subjunctive Present* (Hituzi Syobo) の理論的な内容を期待されてきた先生からすると少し物足りない部分があるかもしれませんが、私としては、今日の内容は、ずっと問題意識として思ってきた部分であります。その点、ご了承頂ければ幸いです。

1. 名称の問題

まず、日本で教えるわけですから名称の問題は大きいと思います。関係する言葉として、Mood, Modal, Modality の3つがあります。最初に〈Mood〉は「法」と訳されていますが、私は高校生の時、「法というのはlawの法のことか？あるいは何か決まり事というような意味か？」などと考えたのですが、よくわかりませんでした。実は、Moodはラテン語のmodus、英語で言えばmodeと関係しています。つまり、moodの原義は「事態の述べ方」というような意味で、文法用語としてはそれが動詞の屈折に反映されているものだと言えます。その点から言えば、国文法や他言語の文法で用いられている「叙法」という言いの方がふさわしいかもしれません。なお、細江逸記（1933）の古典的な仮定法研究の名著があるのですが、そのタイトルは『動詞叙法の研究』（泰文堂、篠崎書林）だったことは注目すべきだと思います。

次に〈Modal〉についてですが、そもそも高校の参考書では「法（の）助動詞」という言い方自体、あまり目にしない気がします。もちろん例外はあり、安藤貞雄先生の『基礎と完成英文法』（改訂版第1刷1987年）（数研出版）などには昔から載っています。しかし、どちらにしても、今述べた「法」や次に述べる「法性」というものが、どこかで話者の“気持ち”に関係する用語だということを理解していないと、高校生には「法」助動詞と言っても難しいように思います。なお、ドイツ語では英語の法助動詞にあたるものを「話法の助動詞」と呼ぶので

すが、まだそちらの方が実感が湧きやすいかもしれません。

〈Modality〉は中高の英語教育ではほとんど出て来ないように思いますが、しかし、この用語は大学の研究者間でも混乱があります。大別すると、Modalityは日本語では「法性」という訳と「心的態度」という訳の両方の訳があります。モダリティ研究に関しては枚挙に暇がありませんが、今年、澤田治美（2006）先生が『モダリティ』（開拓社）という大著を出されました。また、日本語学には、仁田義雄先生に代表されるような、カタカナで記す独自の“モダリティ”論があって、英語のModality研究とも相まって、混乱している状況があります。それらを整理しているものとしては、尾上圭介（2001）先生の『文法と意味Ⅰ』（くろしお出版）、最近では黒滝真理子（2006）さんの『DeonticからEpistemicへの普遍性と相対性 モダリティの日英語対照研究』（くろしお出版）などが、日本語と英語のモダリティの用語の異同を論じておられます。以上、関連するこれら3つの用語は、中高の英語教育でも、大学の研究者の間でも、整理する必要があると思われる。

次に今日のタイトルそのものの〈Subjunctive Mood〉についてです。中学では習わず、高校で本当に新しく習う文法事項というのは、実は分詞構文と仮定法くらいだろうと思います。しかし、この日本語の「仮定法」という名称自体が大きな問題を孕んでいます。仮定法という言葉自体がいつどうしてできたのか不思議ですが、subjunctive moodという用語は、元々はラテン語のmodus subjunctivus (=mood to be subjoined), つまり「従属せられるもの」というのが原義で、簡単に言えば「従属節で使われるような法の形式」を表すものでした。その点から言いますと、仏文法や独文法で「接続法」という言い方をしますが、こちらの方がより原義を表していると思います。（但し、祈願文などは主節で用いられる訳で、接続法がsubjunctiveの用法の全てを言い表しているとは言えない点が少し厄介ではあるのですが。）

「仮定法」という言い方がまずい大きな理由は、subjunctive moodは必ずしも仮定を表す訳ではないということです。例えば、今日の話の一つの中心となるmandative subjunctive（命令的接続法）—例えば、I demand that you go there.のようなものですが—これは別にifの文ではありませんから、確かに仮定法よりは接続法の方が近いだろうと思われる。

なお、たぶん伝統文法学者のHenry Sweetが最初に使ったんだと思うんですが、彼はIndicative（直説法）、Imperative（命令法）、Subjunctive（仮定法）のことをそれぞれFact-Mood, Will-Mood, Thought Moodと表しました。これらはなかなか当を得た言い方だと思います。そして、上述の細江逸記がこれらを、「叙実法」、「叙意法」、「叙想法」と訳しました。つまり、叙想法は「想念を述べる方法」だということです。安藤貞雄（2004）『英文法講義』（開拓社）でもそれが採用されています。

しかし、現実の問題として、ここまで日本の英語教育ここまで定着した「仮定法」という言い方を今更変えられるかどうかは、難しい点があるように思います。つまり、現実的には、「仮定法」という用語は使いつつ、しかし混乱が起こらないように、現場の先生方が工夫していくという方法しかないようにも思います。また、命令的接続法などは、もしかすると仮定法の単元では教えない方が—例えば、助動詞の単元で教えた方が—一般の高校生にとってはわかりやすいかもしれません。

次に〈仮定法未来〉という用語についてですが、これは（7a）If the war *should* break out,

what would you do?, (7b) If the sun *were to rise* in the west, I would never change my mind. などのような、「未来」における実現可能性の低い仮定」を表す If～should…, If～were to… の構文のことをこう呼ぶわけですが、この用語は「形態」による名称と「意味内容」による名称の混同が起きています。つまり、「仮定法“過去”」にしても「仮定法“過去完了”」にしても、形態によって「形が過去形だから仮定法過去」、「形が過去完了形だから仮定法過去完了」と呼んでいるわけですから、意味内容から仮定法未来と呼ぶのは適切ではありません。よって、この構文は形態的にはどちらも「仮定法過去」であるということです。もう少し詳しく言うと、If～were to… の構文は、いわゆる「be to不定詞」の仮定法過去形、If～should… の構文は、「予言の shall」と呼ばれているものの仮定法過去形であると考えられます。なお、仮定法未来という言い方が良くないと知っている出版社は「未来における実現可能性の低い仮定」という言い方を使っていて、最近では「仮定法未来」という用語は教科書や参考書でも減少してきていると思います。

それでは、なぜ日本の英語教育だけに Subjunctive Future という用語が使われているかということですが、それに関しては鳥羽商船高専の鈴木聡（2002）先生という方が CHART NETWORK 第36号「文法用語の統一の必要性について」という論考の中で述べられていて参考になります。（なお、その論考の調査によると、教科書全体の3～4割はまだ「仮定法未来」という用語を使っているそうです。）要約して言うと、「仮定法未来」という用語が日本に広まった要因となったのは斎藤秀三郎、市河三喜の存在ということでした。興味深いのはこの二人の先人自身は If～should… の構文の方を「仮定法未来」と呼んでいるのであって、If～were to… の構文の方は純然たる「仮定法過去」だと論じているんだそうです。なるほど、という部分があります。英語教育の上では、この両方の構文は仮定法の項目で教えるとしても、仮定法未来という名称は与えず、as if構文や I wish構文などと同様、「万一～したら」、「仮に～だとした」という意を表す仮定法過去の特別な構文の一つとして教えるべきだと思います。

2. 仮定法の存在

これを言うと大問題でしょうが、実は言語学上は大きな問題であります。今日の大きなテーマの一つとして、英語教育上、①学校文法で伝統的に言われてきたこと、②（理論）言語学の最近の成果として正しいとされること、③現場の英語の先生方に知っておいて欲しいことと、④中高生が英語の構文の知識として（あるいはそれを整理する時に）知っておいて欲しいこと、の4つがあり、この4つがすべて一致するのが一番望ましい訳ですが一大抵はそうだと思うんですけど—そうではない時があるということを、いくつか論じたいと思っていました。

それでこのケースは、中高生には日本語との違いという観点からも仮定法の存在を前提として授業をした方がいいと思いますが、しかし、現場の先生方には「現代英語に仮定法がそもそも存在するかどうか」というのは、実は答を出すのが容易ではないということを一教室の生徒には混乱が起きるかもしれないので教えないとしても—知っておいて欲しいケース、にあたると思います。

現代英語に仮定法が存在するのかという問題は、昔から伝統文法家の間でも議論があること

でした。まず、ラテン語、ギリシア語文法の類推から「英語にも仮定法があるはずだ」ということから、「意味 (meaning)」の点から考えて仮定法を認めた学者として Curme, Sonnenschein, Onions, Poutsma などの伝統文法家が挙げられます。それに対し、現代英語に関しては、屈折がほぼ磨耗して、仮定法独自の inflection がないので、「形態 (form)」に基づけば最小限の仮定法しかないと主張したのが Sweet, Jespersen, Krusinga, Zandvoort, Scheurweghs という伝統文法家たちです。その中でも特に、Jespersen と Sonnenschein が「英語に Case が存在するのか、Mood が存在するのか」ということで争ったことは有名なことであります。

それでは、これらの学者たちが高校で仮定法過去、仮定法過去完了と呼んでいるものを何と呼んだかと言いますと、例えば、Jespersen は「想像時制」あるいは「過去時制の想像的用法」と呼び、Krusinga や Zandvoort たちは「法的過去・法的過去完了」、Sweet は「時制法」とそれぞれ呼びました。つまり、彼らの論理からすれば、仮定法過去と呼ばれているものの動詞形態は (1・3 人称の) were を除けば、直説法過去形と全く同じ形態ですから、「直説法の一用法」として捉えることが可能だということです。

しかし、それでは Jespersen たちは現代英語に仮定法は全くないと言ったのか、ということではなく、例えば、Jespersen (1924, 1933), Quirk *et al.* (1985) も最低限、これを仮定法としないといけなものを 3 つ挙げていて、(13a) If I *were* a bird, I would fly to you. のような「were 仮定法 (*were*-subjunctive)」、先程も今日のテーマの中心だと申しました、(13b) 「命令的接続法 (Mandative Subjunctive)」—私の博士論文のメインピックでもありますが、命令・主張・提案・決意などを表す動詞の *that* 節に現れる原形の動詞形態のことです—、それから (13c) 「決まり文句的仮定法 (Formulaic Subjunctive)」—God bless the Queen! のような祈願文、そして Be *that as it may* ~ などの慣用句になった仮定法表現を合わせてそう呼んでいます—、の少なくとも 3 つの用法は、現代英語であっても仮定法だとしています。

なお、その 3 つの用法以外に仮定法があるのかどうかということは、今日は詳述を避けますが—私は現代でも仮定法が存在しているという立場ですけれども—、それは一言で言えば、「理論の捉え方」によるということになると思います。とにかく、厳密に形態だけに基づいて定義するとなると、現代英語において仮定法の存在を認定することは難しい点があるということをご理解して頂ければと思います。関連して一言だけ付け加えれば、伝統的に英語には直説法、命令法、仮定法の 3 つの法を認める立場が多いわけですが、実は現代英語で「命令文」と呼ばれているものも、「命令法」であるのか、「原形の命令的用法」なのかは同様に難しいわけですね。

3. 仮定法構文の従属節・主節はどちらも仮定法か

これも先程の問題提起で言えば、予備校、塾、高校で教える時は、従属節も主節もどちらも仮定法だと教えて構わないと思いますし、混乱も少ないと思います。先生方は、仮定法構文において、If I *were* a bird, のような従属節は「条件節 (protasis)」と呼ばれ、I would fly to you. のような主節は「帰結節 (apodosis)」と呼ばれることはご存知だと思いますが、立ち戻って、言語学的な立場から考えますと、「純粹に仮定法と言えるのは条件節」の方であります。なぜな

ら、条件節は動詞自体が仮定法の屈折変化を起こしているからです。それに対し、帰結節のI {would, should, could, might} fly to you. のようなものは、飽くまでも〈法助動詞の過去形+動詞の原形〉、つまり、「法助動詞の迂言形」であるので、フランス語文法の用語を借りるのであれば「条件法」(Conditional Mood) とでも呼ぶべきものであって、純然たる仮定法ではないと思われる。

それでは、英語で帰結節が仮定法であったことは全くなかったのかと言うと、初期近代英語の時期までは帰結節も仮定法であり得ました。例えば、(16a) Had all our Lives been saved, we were (=should be) rather in danger of being devoured by Savages…という場合のwereは主節動詞ですが、仮定法過去形と考えるべきです。ドイツ語では現代でも(16b) Wenn ich eine Million Mark bekäme, *machte* ich eine Weltreise. (100マルクあったら世界旅行できるのになあ)などのように、主節でも*machte*という(英語の仮定法過去形に相当する)接続法Ⅱ式という形態を使いますので—もちろん、現代英語のwould make同様、現代ドイツ語でもwürde ich eine Weltreise machenのような迂言形も可能ですが—帰結節も明らかに仮定法(接続法)だと言えます。まとめますと、現場の先生方には、仮定法構文において、本当は「条件節の方が仮定法であって、帰結節の方は飽くまでも〈法助動詞の過去形+動詞の原形〉と捉えるのが正しい」ということを覚えておいて頂ければと思います。

4. 仮定法過去の問題点

ここでお話しすることは野村(2000)「If節における過去形の意味」(『語用論研究』第2号)でも述べたことなのですが、余談ながら、それは1999年に第2回日本語用論学会大会が立命館大学平和記念ミュージアムで開かれ、そこで発表させて頂いた内容です。自分が最初に全国大会で発表した時でした。

仮定法過去は一般的に「現在の事実と反する仮定」、古典文法の「反実仮想」を表すと言われており、現場では直説法への書き換えを用いて仮定法過去を導入される高校や予備校の先生も多いと思います。つまり、If I were a bird, I could fly to you. という仮定法過去の文は、As I am not a bird, I can't fly to you. という直説法現在の文で書き換えることができるので、「仮定法過去の文は事実と反することを表し、常に直説法に書き換え可能だ」という教授法です。結論から申しますと、仮定法過去完了の場合に関しては、まあ、「過去の事実に対する仮定を表しており、直説法過去形で書き換えられる」でうまくいくのですが、仮定法過去の場合は先程の説明だけでは極めて不十分です。

なぜかと言いますと、仮定法過去は「未来における実現可能性の低い仮定」をも表すことができるからです。例えば、(18a) If you became blind, what would you do? のような文は、先程の直説法への書き換えはできないはず。「あなたは盲目にならないから、何もしない」なんていう書き換えはナンセンスです。つまり、この文は「今現在の事実と反する仮定」ではなく、「これから将来、あまり確率はないと思うけれども、しかし、可能性としてはゼロとは言いつけないような仮定」を表したい時に用いられる仮定法過去の用法だということです。結論として、現場の先生方には、仮定法過去にはいわゆる「反実仮想」の意味と「未来における実現可能性

の低い仮定」の両方の用法があることを生徒さんに教えて頂きたいなあとと思います。

なお、さっき、いわゆる“仮定法未来”が「未来」における実現可能性の低い仮定」を表していることから、その「意味」内容に基づいて仮定法“未来”と呼ぶことは不適切だという話を致しましたが、もしそういう基準に基づいて仮定法の名称を決めるとすれば、(18a)の仮定法過去形の文も“仮定法未来”と呼ばないといけなくなるはずですが、先生方もそれはやはりおかしいと思われると思います。そういう点からもやはり「意味」内容に基づいて仮定法の用法の名称を決めることは不適切であることがご理解頂けると思います。

それから、よく「仮定法は時制の一致をしない」と教えられて、例えば、(19) *She felt if she could remain a few days longer in London she would be sure to meet her friend again.* のようなものが例に出されるわけですが、よく考えれば、この例は、統語論的には *if she could* ~ の部分が「過去」の事実に対する仮定」を表していることになるわけで、この場合も、先程の「仮定法過去は“現在”の事実に対する仮定」という定義ではうまくいかないということがおわかり頂けると思います。

次に、これまでの話の中で「現在の事実に対する仮定」、「未来における実現可能性の低い仮定」ということが出てきましたが、その点についてももう少し専門的な話をしますと、高校の先生が教えられる「事実に対する仮定」、つまり古典文法の「反実仮想」にあたるもののことを、専門的には「却下条件 (rejected condition)」と呼びます。まず、中学2年生が最初に習う条件文は *If it rains tomorrow, we will go on a picnic.* のようなもので、当然、直説法の動詞を使う訳ですが、その場合、明日、雨が降るかどうかは50/50であって、(神でない限り) わからない、少なくとも話者は明言していない訳です。このように、「叙述内容の真偽または成立に対し中立的な条件」のことを「開放条件 (open condition)」と呼びます。それに対して、*If it were fine today, we would go on a picnic.* という仮定法過去の文の場合には「今日は晴れじゃない」という前提を話者は持っており、「陳述の内容が非事実的なことを仮定している」わけです。このような条件のことを「却下条件」と呼びます。つまり、「現在の事実に対する仮定」あるいは「反実仮想」は「却下条件」にあたります。

しかし、そうすると「未来における実現可能性の低い仮定」を表すと言った(18)のような例を(狭い意味の)却下条件とすることに違和感を覚えられると思います。実は条件節の分類については、(狭い意味の)開放条件と却下条件という2分類では不十分で、最近では Declerck, Dancigier, Sweetser などが詳しくやっていますが、もう少し細かい分類、つまり「閉鎖条件 (closed condition)」、「開放条件 (open condition)」、「仮想条件 (hypothetical condition)」、「反事実的条件 (counter-factual condition)」というような区分が必要になります。すなわち、「現在の事実に対する仮定」あるいは「反実仮想」にあたるものは「反事実的条件」であり、「未来における実現可能性の低い仮定」にあたるものは「仮想条件」ということになります。まとめますと、「仮定法過去は仮想条件と反事実的条件を表す」、「直説法は閉鎖条件と開放条件を表す」ということになります。なお、仮想条件と反事実的条件を合わせて「非事実的条件 (non-factual condition)」と呼びます。この場合、「非事実」であって「反事実」とは異なるということにご注意下さい。つまり、「事実ではない」ということは「事実に対する」ことと、「まだ事実ではない、すなわち未現実の事象」の両方を表すということになります。

ところで、ここまでの話からすると、「現実世界の可能性」が、動詞の形で直説法を使うのか、あるいは仮定法のどの用法を使うのか、ということを決定的に決めてしまう気がしますが、実は、「話者の発話内容の捉え方」ということがもう一つの重要なファクターになります。つまり、「現実世界の可能性」、言い換えると「その事象が現実世界でどれくらい起こる、あるいは起こらない可能性があるか」ということプラスアルファ、「しゃべっている人がどれくらいの気持ちでそれが起こると考えているか」ということも動詞の叙法形態を決めるということです。例えば、「第三次世界大戦が起こったら、あなたはどうしますか?」という英文を考える場合、実際の、起こりうる可能性のパーセンテージが存在するはずですが、話者が「起こらない」と思っている時は (21a) *If World War III broke out, what would you do?* という仮定法過去形を使います。それに対し、「まず起こらないと思っているけど、万が一起きたらあなたはどうしますか?」という時は、先程、仮定法未来という言い方はマズイと述べましたが、(21b) *If World War III should break out, what would you do?* を使うわけです。それに対し、直説法現在形の (21c) *If World War III breaks out, what will you do?* を使ったら、話者は、これはもう本当に起きる可能性がある、起きてもおかしくない、ということになります。

つまり、まとめますと、高校の現場で仮定法や直説法のどの動詞の形を使うかということをお教える時に、「ある事象が客観的に起きるか起きないかという現実の可能性」、プラスアルファ、「しゃべっている人自身が、どれくらいその事象が起こると考えているか」ということの両方の要素が大切になってくる、ということ力説して頂ければと思います。別の例を挙げますと、「あなたは合衆国大統領になったらどうしますか?」という英文を考えた時、ぼくらの場合はみんな日本人ですからアメリカ合衆国大統領になる権利はないわけで、(21d) *If you became the President of the U. S. A., what would you do?* を使うべきです。それでは、アメリカ人は、生まれながらにアメリカ国籍を持っている場合は、潜在的には全員、大統領になれる可能性があるわけですが、しかし現実的にはその可能性がない国民の方がほとんどなわけで、やはり (21d) の仮定法過去形を使うのが極めて自然です。それでは、論理的に考えて、例えば、現職のブッシュ大統領が次期大統領選挙の候補になった時ぐらいしか (21e) の *If you become the President of the U. S. A., what will you do?* という文は使えないのかというと、そうではなくて、大統領候補、あるいは大統領候補になりそうな、例えば、ゴアとかヒラリーとか、誰かそういう人に向かってインタビューする場面で、「確率としてはまだわからないが、可能性としてありうる」とインタビューアが思っていれば、(21e) を使うということになります。

仮定法過去のまとめとして申しますと、「仮定法過去はリアリティから遠いことを表す」表現だと言えます。よく生成文法学者と認知言語学者が戦っているのを見ますけど、どちらの学派もある部分では言語の真理の部分を見ている箇所があるはずで、少なくとも英語教育や学習英文法の立場においては、参考のできるものは積極的に取り入れていいのではないかと個人的には思っています。例えば、Langacker は「過去形は何らかの形で話者の認識領域（意識）から遠いことを表す」というような捉え方を述べていると思いますし、私自身も『語用論研究』で同様のことを述べました。その立場に立てば、通常の（直説法）過去形は「時間が現在から遠い」、それに対し、仮定法過去形は「事実性が現実の状況から遠い」ということで表現できると思います。

5. 仮定法現在の諸問題

さて、本題の「仮定法現在」の話に入りたいと思います。

5.1 仮定法現在 (Subjunctive Present) 概観

まず、〈仮定法現在の用法〉について、現代英語でどのようなものがあるのかということですが、第1に、「条件・譲歩・目的を表す副詞節の中で用いられる用法」があります。例えば、(23a) If any person *be* found guilty, *he* shall have the right of appeal. が条件節、(23b) Though that *be* true, you must not give up your plan. が譲歩節、(23c) They removed the prisoner in order that *he* not *disturb* the proceedings any further. が目的節です。しかし、これらの用法は仮定法現在の本来的な用法なのですが、例えば (23a) は法律文であり、現代ではこれらの用法で仮定法現在を用いることは文語的であり、現代では直説法を用いるのが極めて普通です。

第2に「祈願文 (Optative Sentence)」の用法があります。しかし、これも現代では (24a) God *be* praised! や (24b) Lord *have* mercy upon us! のような定型表現にしか出て来ないと思われる。なお、2002年の日本英語学会の研究発表で今野弘章さんが興味深いご発表をなさって、その中で今野さんは祈願文の用法が生産的だと主張されたんですが、私は『英語語法文法研究』第12号の中で述べたことですけれども、祈願文それ自体がproductiveなのではなくて、God bless [the King, the Queen, America]! や [Money, Grammar] *be* hanged! などの[]に入るものが生産的なんだと思うんです。もし今野さんの言われる意味論・語用論的条件にそのまま従えば、あらゆる場合に祈願文ができるはずだと思います。しかし、現代英語で、「彼女、一生懸命勉強せよかし」というつもりで *She study very hard! とすることはできないと思います。なお、そういう生産的な祈願文は初期近代英語の時代までは見られました。ですから、シェイクスピアの劇などを読むと当時は普通に使われたことがわかります。余談ですが、映画 Star Wars シリーズの有名な台詞に May the force *be* with you! (フォースのご加護あらんことを) というのがありますが、これも Good-bye. の元になった定型表現 (May) God *be* with you! (神のご加護を; さようなら) の God の部分を the force (理力) で置き換えた表現だと考えられます。

第3に、仮定法現在が化石化して定型表現になった用法があります。(25a) Suffice it to say that we lost. や (25b) Far *be* it from me to spoil the fun. などがそうです。

そして、今日の話の中心である第4の用法が「命令的接続法あるいは義務の仮定法 (Mandative Subjunctive)」と呼ばれるものです。概略的に言うと、「命令、主張、要求、提案、勧告、決意などを表す動詞、名詞、形容詞の補部としての that 節に現れる原形と同一の動詞形態」のことを言います。例としては、(26a) I suggest that you *say* nothing to her about it. が動詞の例、(26b) It is essential that there *be* no shortage of food. が形容詞の例、(26c) We were faced with the demand that this tax *be* abolished. が名詞の例です。さっき述べた3つの用法が non-productive あるのに対し、この命令的接続法は現代でも非常に productive に使えるところが大きな特徴です。コーパスを使うと明らかにわかることですが、命令的接続法は確かに固い表現ですけれども、決して頻度が少ないものではありません。極めて普通に使われる表現だと言えます。余談ながら、今から100年くらい前、1904年に Henry Bradley という有名な英語史学者が *The*

Making of English という本の中で、“Perhaps in another generation the subjunctive forms will have ceased to exist except in the single instance of *were*.”（あと30年くらいしたら *were* を除いて仮定法はなくなってしまおうだろう）という有名な予言をしているのですが、まさか命令的接続法という形で仮定法が生産的に現代英語に残るとはBradleyも予期していなかったと思います。

次に、〈仮定法現在節の3つの特徴〉についてですが、仮定法現在には統語的に言って、大きく3つの重要な特徴があります。まず第1に、「動詞が常に原形」です。(27a) John demands that Susan leave immediately. は「主語が3人称単数」ですが動詞に3単現の-sは付かず原形になります。また、(27b) I demanded that the committee reconsider its decision. は主節動詞が過去形ですが、いわゆる「動詞の一致」を起こさず、やはり原形になります。第2の特徴として、「否定文の語順が常に〈not + V〉である」ということが挙げられます。この場合、(28b) I suggest that you {not be/*be not} over-confident. などに示されるように、「haveやbeであっても〈V + not〉ではなく〈not + V〉である」ということが重要です。直説法定形文の場合、have not や is not などのように、have動詞やbe動詞は常に〈V + not〉となることを考えると、これは特異な特徴だと言えます。第3の特徴は、第2の特徴と関連することなのですが、「do-supportを使わない」ということが挙げられます。例えば、(28a) I order that you not go alone. であって*I order that you do not go alone. ではないということです。なお関連して、一般的に仮定法現在節には法助動詞も起こりません。

そして、〈仮定法現在節の構造〉についてですが、本当は著書の中ではこの部分が中心になるのですが、今日は簡単に。私の主張は、現代英語の仮定法現在節では、[解釈不可能な仮定法素性(そせい)]と[解釈不可能な現在形素性]を持った不可視の法助動詞M₀がIの位置に移動し、動詞自身は移動しない、ということです。(31a) I insisted that he not go there. を例に挙げますと、notの前、ModalPの主要部の位置に目に見えない法助動詞があり、そこに解釈できない仮定法素性、解釈できない現在形素性が存在しているので、それをチェックするためにIの位置まで上がっていくということです。そんなことを考えております。

これが意味することは、「仮定法現在の範疇は法助動詞である、但し、may, can, mustのような通常の法助動詞が可視的(overt)であるのに対し、この仮定法現在の法助動詞は不可視(covert)である」ということになります。伝統的な考えだと、八木克正先生も最近の『英語教育』のQuestion Boxで回答なさっていましたが、「本動詞のgoは原形と同一形態だけれども定形の仮定法現在形とみなすべきだ」と考えられていると思います。しかし、私が主張しているのは、仮定法現在節には目に見えない法助動詞があり、よって、「後続する本動詞は文字通り、原形」だということです。

そう仮定すると、先程、仮定法現在の3つの特徴を挙げましたが、それが全て整合的に説明可能になります。第1に、今も述べましたが、仮定法現在が法助動詞の一種だとすれば、後続する動詞が全て原形であるのは当然の帰結です。第2に、語順がいつも〈not + V〉なのは、動詞自体はいつも元位置にとどまっているため、基底の語順たる〈not + V〉が常に反映されるから、ということになります。第3に、「doの支え」や法助動詞が生起しないのは、仮定法現在を法助動詞の一種と仮定しているわけですから、*You will can swim very fast by next year. のように「法助動詞は共起しない」という一般原則のためにそうなると言えます。（「支えのdo」

をどう扱うかは実は複雑ですが、統語的にはほぼ法助動詞の一種と仮定して構わないと思います。) 本当はこの3つの特徴の説明方法に関して著書の中では、テクニカルには別のことを結論として仮定しているのですが、基本的な説明は概ねそういうことです。

5.2 仮定法現在節に現れるのは原形のみか

命令的接続法節では原形が生起するという直説法定形文と比べると特異に見える特徴がありますので、大学入試問題やTOFLE, TOEICなどでは頻出の、狙い目の問題の一つだと思います。例えば、

(33) I suggested ().

- ア. her to come to the party イ. to her coming to the party
ウ. that she came エ. that she come

のような問題です。I suggested～の次に何が来るか。高校生は、アのような第5文型の不定詞構文を作りたくなるのですが、これは誤りです。また、suggestはイのような動名詞構文も取りません。そうすると、一般的な英文法の知識として「時制の一致」を起こしてウになりそうなのですが、正解は仮定法現在節では原形になるのでエということになります。次の(34)も同様で、

(34) His parents insisted that John () be at home.

- ア. be イ. am ウ. is エ. was

正解は、アのbeということになります。しかし、これらの問題の選択肢は、現代英語の語法の反映として不適切です。実はどちらの問題も答が複数あります。このことに関しては以前から問題だと思っていましたが、Watkins・河上道生・小林功(1997)『これでいいのか大学入試』(大修館)でも同じことが指摘されており、やはりと思いました。(35)はQuirk *et al.* (1985)からの引用です。(35a) The employees have demanded that the manager {resign <esp AmE>/should resign <esp BrE>, resigns <esp BrE>}. ということですから、resignは仮定法現在形でOK、またイギリス英語ではshould resignがOKです。そして重要なのは、resignsという直説法の形もOKだということです。(35b) Our decision is that the school {remain/ remains} closed., (35c) They insisted that we {not eat/do not eat} meat. も同様です。ということで、(33)の問題はウのI suggested that she came. も解答として問題がないということになります。(34)はもう少し複雑で、二つの意味でエが正解になり得ます。つまり、「両親は「ジョンは確かに家にいたんだぞ」というふう言い張った」という直説法の意味としてエのwasはOKですし、「両親は、「ジョン、お前は家にいろ」と主張した」という仮定法の意味の時であっても、アのbeだけではなく、エのwasも現れるということです。大学入試問題作成者も高校の先生も、こういった点を工夫して問題作成をしないと、本当は二つ以上答がある問題を作ってしまうことになりかねません。注意が必要だと思います。

ちなみに、3つの特徴のところで、仮定法現在節では「常に原形」、「法助動詞は出てこない」、「doが出てこない」と述べたのですが、記述的には、仮定法現在節を選択する多くの動詞において、実は直説法も現れうるし、法助動詞も現れたりする、「doの支え」も起こり得ます。(もちろん典型的な仮定法現在動詞については多くの話者が仮定法現在形しか認めないと思います。)

2003年に関西外語大の英語語法文法学会で仮定法のシンポジウムをやった時に、今日の講師でもいらっしゃる村田勇三郎先生に「They insisted that we do not eat meat. におけるdoをどう説明しますか？」と聞かれたんですが、私の当時の答は『英語語法文法研究』（第11号）をご覧頂くとして、確かに重要な問題です。このような直説法増大の例に関しては、私も著書で論じていますが、Chiba (1987) が詳しいです。なお、仮定法現在の問題をこれまで一番包括的に研究されてきたのは津田塾大学の千葉修司先生で（今、日本英語学会会長でとてもお忙しいそうです）、その集大成の本が—もう20年近く前の本だというのが私として不思議な感じなのですが—Chiba (1987) *Present Subjunctives in Present-Day English* (Shinozaki Shorin) です。

5.3 「should削除 (should-deletion) の可能性

これは私が1999年の『英語語法文法研究』（第6号）でも論じたことですが、特に強調したい点の一つです。学校文法では「仮定法現在節ではshouldの省略あるいは削除が起きて原形が現れる」という説明が非常によくされると思います。例えば(37)は、学習参考書でありながら新言語学の知見がふんだんに取り入れられている、安井稔(1996)先生の有名な『改訂版 英文法総覧』（開拓社）からの引用ですが、「決意[決定]・意向・命令・要求・発議などを示す動詞に続くthat節の中で用いられるshouldである。アメリカ英語ではshouldを略して仮定法現在を用いることが多い」と書かれています。また、(38)はChiba (1987)からの引用ですが、理論言語学的研究でもKiparsky and Kiparsky (1970)などを初めとして「未来を表すshouldが遅いルール (late rule) でdeleteされて原形が残る」というような主張がされていることがわかります。Visser (1966) やTraugott (1972) でも同様のことが言われています。

しかし、この考えは少なくともアメリカ英語では間違いだろうと思います。また、イギリス英語であっても、ある種の限定をつけない限り、やはり誤りだろうと思います。「野村の主張は「目に見えない法助動詞がある」ということなんだから、「shouldが消えている」でもおんなじことなんじゃないのか」と思われるかもしれませんが、「目に見えない、特定化されていない法助動詞」であるということが大切なので、「顕在化して実際にそこにあった、何か特定の法助動詞を消した」ということではないという点が重要です。(39)は今から40年以上前、長谷川欣佑(1963)先生が『英語青年』に1ページ書かれた「語法研究」からの引用ですが、「should (または他の法助動詞) の省略されたものと見なされねばならない統語上の支えは見出されない」と書かれています。この見解が正しいだろうと思います。

もし仮に「should削除」という見解が正しいとしたら、(40)「仮定法現在節内においてTense + shouldを自由に削除せよ」というようなオプショナルルール (随意規則) を仮定すべきです。そうすると、例えば、(41a) I command [that you Tns+should not go there]. という基底構造を考えた時、(40)の規則を適用してTns + shouldをdeleteすると仮定法現在形の(41b) I command [that you ϕ not go there]. が出てきます。そして、(40)は随意適用ということは、適用しなくてもいい訳で、shouldを残しておく(41c) I command [that you should not go there]. が派生されることになります。一見すると、これでうまくいくんじゃないかと思うんですが、もしこのような仮定を採るのであれば、以下のような点が説明できないと思います。

まず、「仮定法現在の用法」で説明しましたように、文語的ながらも副詞節に現れるThough

that *be* true, you must not give up your plan. や祈願文の God *bless* you! などは、当然、歴史的にも統語的にも仮定法現在形だと考えるべきです。しかし、この基底に *Though that *should* be true, ... や *God *should* bless you! という構造を仮定することはできません。

それでは、命令的接続法だけに限定すれば *should* 削除規則はうまくいくかと言うと、それでも不十分です。なぜなら、(43a) He demands that I *shall* tell him everything. などのように、イギリス英語を初めとして *shall* も現れうるからです（但し、主節動詞が現在形の時しか *shall* は許されないのではないかと思います）。ちなみに、日本国憲法の英文版でも、条文中に命令的接続法の構文が現れる時は *shall* が用いられています。つまり、この場合、命令的接続法の構文であっても、*should* だけを基底に仮定してはうまくいかないことになります。

それから歴史的な傍証として次のことが言えると思います。厳密には通時と共時を分けて考えるべきですが、通説のように「アメリカ英語では仮定法現在形、イギリス英語では *should*」ということが正しいとしたら、「イギリス英語では昔から *should* が使われていたのが現在でも残っている、それに対し、メイフラワー号の時代にイギリス英語から渡ってきたアメリカ英語はその歴史の中で *should* を省略するようになった」という予測が立つと思われます。もしその予測が正しければ、昔のイギリス英語も当然、*should* 構文が default で存在していたことを予測するはずですが、事実は逆で、昔はイギリス英語でも極めて普通に仮定法現在形を使っていました。例えば、(44a) はシェイクスピアの『あらし (*Tempest*)』からの引用ですが、I charge thee That thou *attend* me. のように *should* はありません。また、(44b) は欽定英訳聖書（1611年）の『ルカ伝』からですが、But I have prayed for thee, that thy faith *faile* not. で、同様に *should* はありません。

最後に、アメリカ英語では命令的接続法の構文においてさえ、*should* を基底に仮定できないという話です。(45) *John {asked/ordered/requested/required} that Tom *should* leave immediately. の文法性判断は Chiba (1987) の複数のアメリカ人 native informant に対するチェックの結果です。つまり、少なくともアメリカ人にとっては、ask, order, request, require などの、典型的に仮定法現在節を選択する動詞が *that* 節を選択する時、「*should* が省略あるいは削除されている」どころか「*should* があると逆におかしい」という感じだと思います。同様のことは Hojo (1971) や Matsui (1981) などでも指摘されているのですが、私もその後、旺文社のサイトに「教師のための語法質問箱開設 英語圏100人のネイティブに聞きたい語法募集」というのを見付けて、興味深いと思いました。簡単に言うと、「I asked her to go at once. の意味で I asked that she (should) go at once. という構文を使いますか？」という質問に、アメリカ人は No という答か、あるいは Yes の場合も「*should* なしで」と答えた人が多い、という結果でした。なお、その後、このような Q&A を集めたものが既に本として出版されています。鷹家秀史・林龍次郎 (2004) 両先生の『詳説レクシスプラネットワード 103人のネイティブスピーカーに聞く生きた英文法・語法』(旺文社) という本ですが、非常に興味深い内容の本だと思います。

結論として、アメリカ英語では「仮定法現在節に *should* を基底に想定することはできない」ということになります。そして、イギリス英語であってもやはりおかしいと言えると思います。現在の生成文法理論では削除変形のような強い変形規則はそもそも許されないのですが、仮に削除変形を仮定するとしても、*should* という特定の語彙項目を削除するような変形規則はおか

しいですし、may, shall, shouldなどをorで並列して選言したような変形規則は更におかしいと言わざるを得ません。

5.4 shouldの「義務・当為」の意味

次に、命令的接続法の構文を日本語に訳す時、shouldに「義務・当為」の意味があると教えるべきかどうか、という問題です。例えば、(46) His boss suggested that he (should) change his plan. という英文を考えた時、(46a)「彼の上司は彼に計画を変更するように提案した」、(46b)「彼の上司は彼に計画を変更すべきだと提案した」という二つの訳し方が考えられると思います。どうでしょうか、高校や予備校で教える時、(46b)のように「べきだ」という訳し方で教えることが多いのではないのでしょうか。しかし、先に結論を申しますと、我々非母語話者にはわかりにくいことですが、仮定法現在の訳し方としては(46a)のゼロの訳し方が正しいということになります。

(47)はLeech(1987²⁾、(48)はCoates(1983)の記述ですが、簡単に言うと、この環境に生ずるshouldには意味がない(semantically empty)ということを行っています。但し、ややこしいのは、Coatesが言っているように、(49)の命令的接続法節を取るリストの中で*印がついている形容詞のessential, fitting, important, necessary, right, 動詞のsuggest, 名詞のsuggestionなんかの場合は、「べき」のshouldも現れうるということです。そのような場合、英語母語話者にとっても「直説法の「べき」の意味なのか「仮定法現在」の意味なのか区別するのが難しいという言い方をしています。つまり、両方の解釈があるということです。しかし、おわかり頂けるとは思いますが、「命令的接続法」の訳し方としては、shouldはno meaningとして教えるべきです。

それから、もし仮にこのようなshouldに「義務」の意味があるならば、ほぼ同様の意味を持つmustやought toなどの法助動詞も現れてもいいはずですが、基本的には現れません。それは(50a) *It is imperative that you {will/can/must/would/could/might} leave on time. や(50b) *His mother urged that John ought to wear a raincoat. で示される通りです。この点からも、命令的接続法節に現れるshouldにobligationの意味がないことが言えると思います。

余談ながら、ほくら日本人にはこのようなshouldの感覚はわかりにくい感じがしますが、日本語で言うと現代語の「う・よう」、古文の「む」なんかに近いと思います。通例、日本語文法ではこれらの助動詞は「推量」の助動詞と呼ばれますが、尾上(2001)に例がたくさん挙がっている「校長先生ともあるう人が」、「行こうが、行くまいが」、「誰に頼まれようとも」などの例は「推量」ではなく、「構文上、存在している、明示的な意味を有さない助動詞」と言えると思います。上代の「む」は「推量」だけでなく「なり高し。なりやまむ(=静かになさい。)」(『源氏物語』『乙女])のように「命令」なども表しました。shouldも「義務」と「推量」を表すことと比較して頂ければと思います。

5.5 「仮定法代用のshould」と「感情のshould」

(53a) I am surprised that your wife should object. のようなshouldのことは「感情のshould」と呼ばれています。(52)は江川泰一郎(1989, 改訂新版第71刷)先生の有名な参考書『改訂新

版 英文法解説』（改訂新版第1刷は1964年）の記述ですが、「§ 211. Shouldの用法（A～C, HとIは省略, 例文も省略）D. Why, how, whoなどの疑問文で「驚き・意外な気持ちを表す」；E. 驚き・遺憾の気持ち 上と同じ気持ちの*that*-Clauseで使われる；F. 必要・妥当など *that*-Clauseの中で使われる；G. 要求・主張・希望を表す*that*-Clauseで：以上, E-Gを通じ, 米語では仮定法現在がよく使われる」とあります。この参考書に限らず, 同様の記述を採っている教科書や参考書は少なくないと思います。

しかし, 今の記述で言えばEが「感情の*should*」にあたるわけですが, この場合は, (54)のDeclerck (1991), (55)のLeech(1987²⁾ , (56)のSwan(1995²⁾などがみんな記しているように, 実は仮定法現在形は使えません。もし*should*を用いないのなら, (53b)のI am surprised that your wife *objects*. のように直説法を使うべきです。仮定法現在節では当然ながら, 直説法は使えないことにご注意下さい。

それから, 「感情の*should*」の場合には過去のことを表す時, (57b) I was surprised that he *should have felt* lonely when he was in California. というように*should have p.p.*が使えるわけです。もちろん, (57a) I was surprised that he *should feel* lonely when he was in California. のように*should feel*のままでもいいんですが, 〈*should* + 完了形〉も使えます。それで, もし「感情の*should*」の構文と「仮定法現在節」が同じ構文だというのであれば, 「基準時よりも過去の意味を表す「感情の*should*」の構文として」(58) He demanded that I *should have gone* there. というような英文が可能ははずですが, 実際には不可能です。(58)が意味的に成り立ちうるのは, 「過去から見た未来に完了するような動作」, つまり, 「僕がそこに行ってしまったようにと彼は要求した」という意味です。大事なことは過去の基準時よりさらに過去のことは表し得ないということです。

以上の点から「感情の*should*」と「仮定法現在の*should*」は別の構文であるという結論になります。なお, 澤田治美先生は直説法の場合の訳を「君の奥さんが反対するとは驚きだ」, 「感情の*should*」の場合の訳を「君の奥さんが反対するなんて驚きだね」として, 訳し分けておられます。現場の先生方には, 特に「感情の*should*」は省略できないという点を強調して生徒に教えて頂ければと思います。なお, 最後に今年亡くなられた江川先生の名誉のために申しますと, 私はずいぶん後から知ったことなのですが, 江川 (2002, 改訂三版第19刷)『改訂三版 英文法解説』（第1刷は1991年）では「仮定法現在節に現れる*should*」と「感情の*should*」に関する記述は全く正しいものに改まっておりました。

5.6 アメリカ英語は仮定法現在形, イギリス英語は代用形の*should*か

通説や学校文法ではそう教えられているし, (59)のEvans and Evans (1957), (60)のQuirk *et al.* (1985), (61)のDeclerck (1991)の記述を見ても確かにそれは支えられます。それらの記述を(62)にまとめましたが, 「「仮定法現在形」はアメリカ英語では「一般的な用法」だが, イギリス英語では「大変形式的な文体」あるいは「学者ぶった感じ」を与える」, それに対し, 「代用形の*should*」は逆にイギリス英語では「一般的な用法」だが, アメリカ英語では「堅苦しい (*bookish*)」あるいは「イギリス的に感じる」ということになると思います。しかし, 現代ではこの状況もかなり変化してきており, 特に「イギリス英語において仮定法現在形の使用

がかなり復活してきている」状況を Quirk *et al.* や Declerck 自身が述べています。こういうことを調査する時に今日のシンポジウムのテーマであるコーパスは非常に威力を発揮するわけで、1900年～2000年の使用状況の調査を行なった Övergaard (1995) の研究などが多いに参考になります。要約して言いますと、「アメリカ英語では、①仮定法現在形が100%近くまでどんどん増加した、②代用の should は20世紀初頭見られたが、1990年にはゼロに近い」、「イギリス英語では、①1900年の段階では仮定法現在形はほとんど見られないが、だんだん仮定法現在形が復活して増加し、1990年には半数をも越えている、②通説の通り、代用形の should の比率は高いが、1990年には1900年の比率のほぼ半数に減少している」ということになると思います。私も以前、Donald L. Smith 先生と Cobuild コーパスを用いて insist の仮定法補文を取る場合の動詞の調査をしたことがあるのですが、アメリカ英語ではほぼ100%、仮定法現在形でした。ごくまれに見付かった should はイギリス英語、オーストラリア英語の引用でした。なお、仮定法現在形と should の使用に関する Övergaard 以外の統計的研究として、富山高専の浅原京子先生の一連のご研究も参考になります。

5.7 仮定法現在節に時制はないか

これも高校現場や予備校では普通は「ない」と教えると思います。理論言語学的な研究でも「仮定法現在節では Tns (Mod) が欠如あるいは削除されている」という主張が多くなされてきました。長谷川 (2003) 『生成文法の方法』(研究社)などもそうです。しかし、私の主張は「仮定法現在節には、目に見えないが、やはり仮定法“現在”という名前の通り、「現在」という時制がある」ということです。根拠としては「理論上、he や she などの主格は時制によって付与あるいは照合されると考えられるが、仮定法現在節では(属格や対格、PROなどは現れ得ず)主格が現れる」、「仮定法現在節においても時制文条件 (Tensed-S Condition) が発動する」、「仮定法現在節も束縛理論の統率範疇 (Governing Category) になりうる」などが挙げられるのですが、テクニカルな議論になるので省略します。なお、実践女子大学の村上まどか先生は一連のご研究で「仮定法現在節には Agr (一致要素) はあるが Tense (時制) はない」という主張をされています。千葉修司先生も Chiba (1991) の論文では村上先生と同様の主張をされていますが、Chiba (1987) のご著書では「時制はある」と主張されています。私としては、Chiba (1987) を支持したいということになります。

5.8 仮定法現在節では時制の一致はないのか

これは「仮定法現在節の3つの特徴」のところでも言及しましたし、高校の現場でも強調されることだと思います。しかし、2005年に青山学院大学の外池滋生先生にご指摘頂いてなるほど思ったのですが、実は (74b) John demanded that Susan M₀ leave immediately. のような文においても、「時制の一致」を起こして「目に見えない法助動詞 M₀の方が過去形になっているのではないか」という示唆を受けました。著書にも注で記しましたが、なるほどその通りだと思います。もしそうだとすると、仮定法“現在”節においても「過去」の素性が存在することになりますが、それで問題ないように思います。

5.9 仮定法現在節における否定語順は〈not + V〉のみか

これも「3つの特徴」のところで言及したことです。現場としては進学校用の知識に属すと思います。つまり、(75a) I demand that you {not be/*be not} such a fool. で示したように、「動詞がhave動詞やbe動詞であっても〈V + not〉は許されない」ということです。このことは Culicover (1971) の博士論文以来、非常に多くの理論言語学的研究で言われてきたことで、最近の、命令文・仮定法現在に関する重要な研究である Potsdam (1998) *Syntactic Issues in the English Imperatives* (Garland) でも強く主張されています。しかし、それは少なくとも記述的には不正確な主張だと思えます。仮定法現在節においても〈have・be + not〉語順は「実例」としても存在しますし、(77d) I demand that John be not promoted for that reason. や (77f) I demand that you have not gone to bed before I return. というような英文はインフォーマントチェックをするとほぼ問題ない文です。それでは、「そのような語順が許される語法・文法的な条件は？」ということになりますが、もう時間もありませんので、その点については『英語青年』2004年2月号に記しましたので、お時間あれば、ご覧頂きたいと思えます。

おわりに

今日は英語教育における仮定法に関する問題点をいろいろ述べさせて頂きました。私は高校でも7年間教壇に立っておりましたので、現場の先生方が日常のご多忙の中で理論言語学をフォローし続けていくのがいかに大変なことかということは重々承知致しておるつもりです。ただ、できればの話ですが、中高の英語の先生方には、(理論)言語学の成果を踏まえて授業に臨んで頂けたらなあと思えます。本当はそういった成果と伝統的な学校文法での教え方が一致するのが一番望ましいでしょうが、生徒の理解しやすさということを考えた時に、必ずしもそうはならないことがあると思えます。そうした時に、先生方の長年の勘に基づく「方便」の教え方は決して否定されるべきものではないと私は思います。しかし、そういう方便を用いて授業を教える場合でも、現場の教員が、「言語の真理」とまでは言いませんが、真理に近いこと、あるいは言語学の成果を踏まえて教壇に立っているのかどうかでは大きな違いがあると思うんです。例えば、今日の話でしたことを例に取りますと、「命令的接続法節において、アメリカ英語に現れる仮定法現在形の方が元来の形で、イギリス英語の方が逆に歴史の中で代用形の〈should + 原形〉を用いるようになった」というのが正しい説明なのですが、生徒さんには「イギリス英語で用いられる〈should + 動詞の原形〉が、アメリカ英語では省略可能なので原形が現れる」と教えた方がわかりやすい気がします。それは否定すべきではないと思えます。しかし、この説明法には、今日お話しした通り、たくさん点で問題があるわけです。教えている先生は、それを知っていた上で方便の教え方をなさって欲しいということでもあります。

ご静聴、どうもありがとうございました。